

## 東金市立北中学校いじめ防止基本方針

### 1 基本理念

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめは、どの子どもでも起こる可能性があるものとして捉えるが、まずその防止に努めることを第一と考える。
- ②いじめについては、全職員でその早期発見に努める。
- ③いじめが発見された際は、いじめを受けた生徒を必ず守り、学校全体でその対応に取り組むものとし、早期対応を図るものとする。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ防止対策推進委員会

#### (2) メンバー

校長、教頭、教務、養護教諭、学年主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当  
スクールカウンセラー

※場合によって参加または意見をいただく人

父母と先生の会代表、校医、市の顧問弁護士、民生委員

### 3 いじめの未然防止について

- (1) 学校便りや学校HPのなかでいじめの未然防止について、保護者への啓発活動を行う。
- (2) いじめの助長につながる教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰を絶対にしない。
- (3) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、生徒の自己有用感を高める。
- (4) 部活動等の指導の中で生徒のストレスを高める勝利至上主義に陥らないようにする。
- (5) 道徳教育等で「いじめは、どの子どもでも起こる可能性があるもの」ということを認識させ人間の弱さを克服することの重要性について指導する。
- (6) いのちを大切にするキャンペーンなど、生徒の自発的な活動を支援する。

### 4 いじめの早期発見について

- (1) いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るものである。いじめの状況把握（インターネットを通じたいじめを含む）のため、6月、11月にアンケート調査を行う。
- (2) アンケート調査以外に、5月、10月、2月に教育相談の面談を行う。
- (3) 学校便りや学校HPなどで、いじめがあった場合の生徒の変化の特徴を示し、保護者が速やかに学校に相談できるようにする。
- (4) 昼休み等授業時間以外の生徒の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

### 5 いじめの相談・通報について

- (1) 学校におけるいじめ相談・通報窓口は学校のすべての教職員とする。
- (2) 学校以外の相談・通報窓口は以下のとおりである。

- ① 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 「なやみ言おう」
- ② 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
- ③ 子どもの人権110番（千葉地方法務局内）043-247-9666
- ④ ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）  
0120-783497 「悩み」

⑤千葉いのちの電話（24時間）

043-227-3900

⑥チャイルドライン千葉（月～土 16:00～21:00）

0120-99-7777

## 6 いじめに対する措置

### (1) 情報・指導・連携記録に残す

#### ①整理内容として（いじめ防止対策推進委員会で必要となる資料）

- ・いじめられている生徒氏名・年組
- ・いじている生徒氏名・年組
- ・いじめの状況（日時、場所、人数、態様や集団構造等）
- ・動機や背景（状況から推測され場合も）
- ・被害者及び加害者の言動や特徴
- ・保護者・教職員の有する情報
- ・周囲の生徒の状況等

\*時系列で整理し、双方の事実認識を一致させておくこと

#### ②以上をもとに対応検討

- ・多角的に原因や対応のあり方等検討し、全校あげて分掌組織を機能させる。
- ・調査や指導・援助等はチームを組み組織的に対応。
- ・対応が決定するまでは、委員会を数回繰り返す。

### (2) 組織的な対応全職員一致の取り組み

#### ①いじめられている生徒・保護者への取り組み

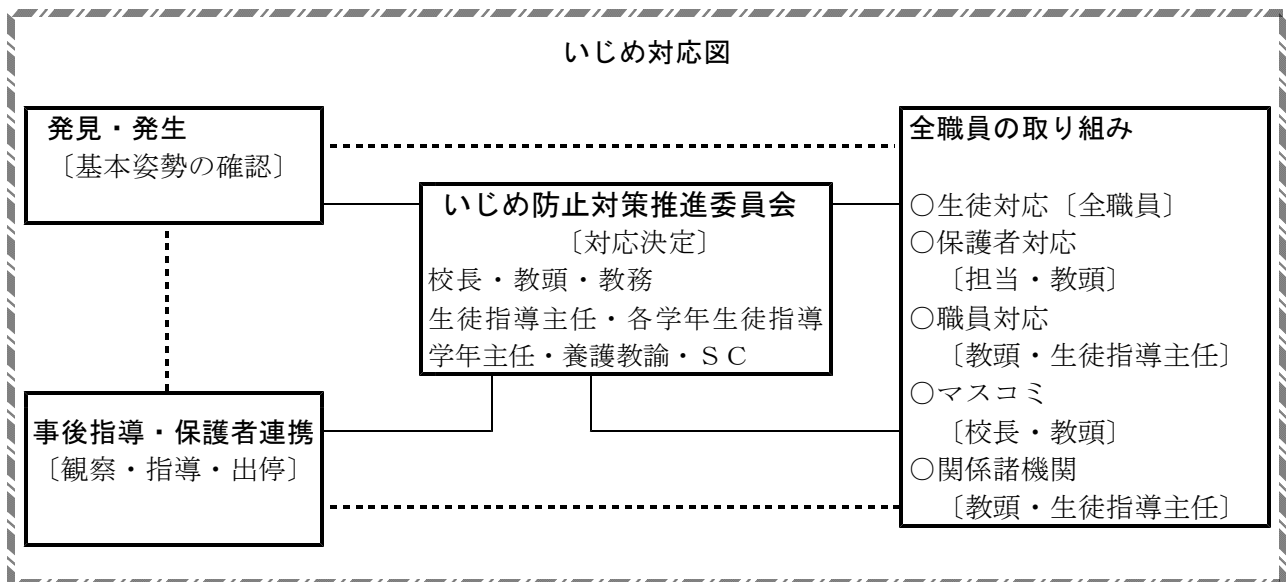
- ・いじめられている生徒側に立った聞きとり及び実態調査の実施
- ・親身になって聞く。（批判的・評価的な態度をみせない）
- ・今後の対応のあり方を本人、保護者と協議しながら決める。
- ・家庭訪問による概要説明
- ・解決に向けた対応方策（本人・保護者が了解ずみ）への理解を得て、必要に応じて関係諸機関へ協力依頼をする。

#### ②いじている生徒・保護者への取り組み

- ・いじめの事実を確かめる。
- ・その非を指摘し、納得させ、いじめを受けている側のつらさを知り、改善させる。
- ・保護者に事実説明をし、解決に向けた協力を要請する。

#### ③周囲の生徒

- ・いじめの不当性を指摘し、止める努力をすることや、教師や保護者に伝えることの正当性を教え、勇気ある行為であることを理解させる。
- ・「いじめは、どの子どもでも起こる可能性があるもの」ということを再認識させ、人間の弱さを克服することの重要性を理解させる。
- ・いじめをしていた生徒への2次的いじめが起きないように指導する。



7 事後指導と保護者との連携

- (1) 継続的観察 職員連携による情報交換
- (2) 保護者との連携 観察事実を正確に [指導・評価]
- (3) 出席停止の検討 (委員会)

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 情報リテラシー教育を推進する。  
(情報セキュリティ教室, 学級活動等)
- (2) 各種たより及び入学説明会を通しての保護者の啓発活動を行う。  
(学校便り, 学年便り等)

9 連絡・報告及び対応系統

連絡・報告及び対応系統は次の通りである。

